

<研究ノート>

『日本目録規則 2018 年版』における書誌データと典拠データの概念について

蟹瀬智弘

『日本目録規則 2018 年版』(NCR2018) は FRBR の概念モデルに基づいて 11 の実体の属性と関連を記録する目録規則であるが、規則中にわずかだが「書誌データ」と「典拠データ」という用語が出現する。しかしこれらと 11 の実体との関係は明示されていない。本稿ではこれらが『日本目録規則 1987 年版』(NCR1987) の枠組みの延長にあるものであり、NCR2018 を理解するためには不要であることを考察した。

1. はじめに

『日本目録規則 2018 年版』(以下 NCR2018) の #1 属性総則には、記録の範囲として下記の規定がある¹⁾。

#1.2 記録の範囲

書誌データおよび典拠データとして、著作、表現形、体現形、個別資料、個人・家族・団体、概念、物、出来事および場所という各実体の属性を記録する。

このように NCR2018 は FRBR の概念モデルに基づいて、著作、表現形、体現形、個別資料、個人・家族・団体、概念、物、出来事、場所という 11 の実体について属性と関連を記録するのだが、書誌データと典拠データについては規則中には特に規定がない。これらについては意識しなくても目録作成に際して支障はないのだが、なぜここに書誌データや典拠データという語が現れているのか、そもそも「書誌データおよび典拠データとして」記録するとはどういうことなのか。11 の実体のうち、どれが書誌データでどれが典拠データなのか。以下この書誌データと典拠データが何を意味しているのかを、特に典拠データの役割を中心に据えて考察する。

2. 書誌データと典拠データ

NCR2018 は目録規則である。それでは目録とは何だろうか。NCR2018 巻末の用語解説では以下のような定義になっている。

目録：利用者が図書館で利用可能な資料を発見・識別・選択・入手できるよう、資料に対する書誌データ、所在データおよび各種の典拠データを作成し、適切な検索手段を備えて、データベース等として編成するもの。

ここでは書誌データと典拠データ以外にも所在データの存在に言及されているが、

NCR2018 の中では所在データという語はここにしか現れない。個別資料に相当すると思われるが本稿では扱わない。書誌データと所蔵データについては、同じく用語解説では以下のように定義されている。

書誌データ：資料に関する諸情報を圧縮・構造化した記録。

典拠データ：特定の実体に関連する資料を正確に発見できるよう、それらに関する統制形アクセス・ポイントの一貫性を保つように管理するための記録。

まず書誌データは資料に関する情報なのであるから、第 1 グループの著作、表現形、体現形、個別資料が該当することになる。

次に典拠データの定義にある「それらに関する」の「それら」は何を指すのだろうか。

もし「特定の実体に関連する資料」に係るのであれば、「特定の実体に関連する資料を正確に発見できるよう、関連する資料に関する統制形アクセス・ポイントの一貫性を保つように管理するための記録」という意味になる。しかしこの場合は関連する資料、すなわち著作、表現形、体現形、個別資料に関する統制形アクセス・ポイントのみが対象となり、第 2 グループや第 3 グループの実体は除外されてしまうことになる。

また、「特定の実体」を指すのであれば「特定の実体に関連する資料を正確に発見できるよう、特定の実体に関する統制形アクセス・ポイントの一貫性を保つように管理するための記録」という意味になる。

いずれにせよ、NCR2018 で規定されている何らかの実体に関する統制形アクセス・ポイントの一貫性を保つように管理するための記録であるということになるが、#1.2 記録の範囲にあったように、書誌データと典拠データとして 11 の実体を記録するのであるから、このうちのいずれが典拠データであるにせよ、それらの実体に対してさらに典拠データを記録するというのでは際限なく繰り返されることになってしまう。また、典拠データの記録は 11 の実体とは別の記録であるように読めるが、NCR2018 の規定中には典拠データの記録としての規定は明記されていない。(ただし NCR2018 では記録の方法は規定されていないので、必ずしも各実体とは別に記録するとは限らず、各実体のデータの中に含まれるとも考えられる。)

3. 典拠コントロール

ところで、典拠データの定義に挙げられている「統制形アクセス・ポイントの一貫性を保つように管理する」ことを典拠コントロールという。すなわち典拠コントロールとは「典拠データを通して、統制形アクセス・ポイントの一貫性を保つように管理する作業」(用語解説)である。

それでは NCR2018 において典拠コントロールはどのように位置づけられているのだろうか。以下に挙げるのは序説の条文である。(下線筆者)

4.本規則の策定方針と特徴

4-2) 本規則の特徴

(・・・中略・・・)

② 典拠コントロールの位置づけ

RDAと同じくFRBR等の概念モデルに準拠して、著作や個人等を実体にとらえ、それぞれに属性・関連の要素を設定している。記述に付す標目や参照を規定するのみのNCR1987年版とは異なり、典拠データを作成・管理する典拠コントロール作業を規則上に明確に位置づけた。次に述べる著作の扱いを含め、典拠データの比重が相対的に高められた。本規則では、各実体に必要な属性が記録され、それらをもとに典拠形アクセス・ポイントと異形アクセス・ポイントの構築が行われる。

③ 全著作の典拠コントロール

RDAと同じく、著作の識別および著作とその表現形・体现形との関連を重視し、すべての著作に対して典拠コントロールを行って典拠形アクセス・ポイントを構築するよう規定している。統一タイトルの適用を限定してきたNCR1987年版からは大きな転換となる。

ここでは典拠コントロール作業は「典拠データを作成・管理する」とされているが、これを通じて「統制形アクセス・ポイントの一貫性を保つように管理する作業」とであると解釈できる。(なお、「すべての著作に対して典拠コントロールを行って典拠形アクセス・ポイントを構築する」とあるが、そもそも典拠形アクセス・ポイントはすべての実体について規定されている(一部保留の規則も含む)ので、特に著作に限定する必要はないと考える。)

この統制形アクセス・ポイントはすべての実体について規定されているが、これには典拠形アクセス・ポイントと異形アクセス・ポイントがある。

個人・家族・団体に対する典拠形アクセス・ポイントは、個人等の優先名称に必要な応じて識別情報を付加して構築する。異形アクセス・ポイントは、個人等の優先名称に異なる識別情報を付加するか、または異形名称に必要な応じて識別情報を付加して構築する。これらの情報についてはすべて注記を含む要素として記録されているので、個人等のデータ以外に統制形アクセス・ポイントの一貫性を管理する実体があるわけではない。

著作に対する典拠形アクセス・ポイントは、優先タイトル単独の単独形と、優先タイトルと創作者の典拠形アクセス・ポイントを組み合わせる結合形がある。著作の優先タイトルも著作のデータを作成する時点で一つに決められているので、これを基にして構築される典拠形アクセス・ポイントも自動的に決定される。すなわち、これを統一するための管理は必要ない。異形アクセス・ポイントは著作の異形タイトルなどを使用して構築する。

表現形に対する典拠形アクセス・ポイントは、著作に対する典拠形アクセス・ポイントに識別要素を付加して構築する。異形タイトルは、異なる識別要素や著作の異形タイトルを組み合わせる構築するが、いずれも既存の情報を組み合わせるだけであり、規定された要素以外に特段の管理情報を記録することはない。なお、体现形、個別資料、概念、物、出来事、場所に対するアクセス・ポイントの構築の規則は「保留」である。

このように典拠データは統制形アクセス・ポイントの一貫性を保つための記録とされるが、具体的にどのようなデータなのか、どこにどのように記録するのかが規定として明記されていない。

4. 『日本目録規則 1987 年版』における典拠データ

ところで NCR2018 は FRBR の概念モデルに準拠するとともに、『日本目録規則 1987 年版』(以下 NCR1987) の規定をも継承している。そこで NCR1987 における典拠ファイルの位置づけを確認しておきたい。

NCR1987 は「書誌データのオンライン入力も視野に入れた」²とはいえ、基本的には目録カードを作成するための規則であり、巻末に付録5としてカード記入例が掲載されている。このカードを探すためにはあらかじめ一定の規則に基づいて並べておく必要がある。並べのための見出しとして標目を記録していたが、このうち著者名と件名は統一標目とすることを原則としていた³。また、無著者名古典、聖典、音楽作品に限られてはいたが、統一タイトルも統一標目であった⁴。そしてこの「統一標目を維持管理するためには、統一標目の形とその表し方、参考とした典拠資料名、採用しなかった名称からの参照等を記録した典拠ファイルが必要である」⁵とされる。つまり、目録カードの標目形を統一することが典拠コントロールであり、典拠コントロールを行うために典拠ファイルを作成していたのである。ここで注意すべきなのは、標目は目録カードを排列して検索するためのアクセス・ポイントであり、著者名、件名、統一タイトルから書誌情報を検索するためのものであったという点である(図1、図2)。なお、件名標目については件名標目表を使用するのが一般的であると思われるので、以後の考察では件名標目については省略する。

5. NCR2018 における典拠データの意味

しかし NCR2018 では NCR1987 における著者名典拠ファイルのデータに相当する情報を個人・家族・団体という実体として、また統一タイトル典拠ファイルのデータに相当する情報を著作⁶という実体として記録することとなったので、これらの実体について記録する過程がかつての典拠ファイル作成作業に相当している。そして各実体に対して、典拠形アクセス・ポイントを含む統制形アクセス・ポイントを設定しているが、これらはその実体自身を検索するためのものである。すなわち、ある著作の典拠形アクセス・ポイントはその著作を検索するためのものであるし、ある個人の典拠形アクセス・ポイントはその個人を検索するためのものである。にもかかわらず、各実体の統制形アクセス・ポイントを統一するために典拠コントロールを行うとしたために、従来の典拠データの役割を果たす著作や個人・家族・団体のデータに対してさらに典拠コントロールを行うという二重の構造になってしまっている。

統一標目の記録については、NCR1987 において著者の統一形から書誌データを検索できるようにするために書誌データに著者標目を記録したが、これに相当する作業として、著作および表現形の実体に対して、関連先の実体を表す情報として関連する個人・家族・団体の

典拠形アクセス・ポイントを記録する。また、NCR1987において統一タイトルから書誌データを検索できるように統一タイトル標目を記録することに相当する作業として、表現形の実体に対して、関連先の実体を表す情報として関連する表現形の典拠形アクセス・ポイントを記録することで、表現形に関連付けられている著作とも関連づける。

これらの典拠形アクセス・ポイントは関連先の実体の典拠形アクセス・ポイントをそのまま記録するのであるから、典拠コントロールに類する作業が別途発生することはない(図3, 図4)。あるいは、関連先の実体として典拠形アクセス・ポイントを構築することで、すでに典拠コントロール作業が行われているということもできる。この場合は、個人・家族・団体や著作(および表現形)の実体が典拠データに相当すると考えられる。しかしながら、資料との関連を記録するのは著者名や統一されたタイトルだけでなく、資料に関するその他の関連として、著作、表現形、表現形、個別資料であることもある。この場合は著作、表現形、表現形、個別資料の情報として、関連先の著作、表現形、表現形、個別資料の典拠形アクセス・ポイントを記録するのであるから、関連先の実体が典拠データの役割を担うことになる(図5)。

したがってNCR2018においては、NCR1987の著者名典拠ファイルのデータに相当する個人・家族・団体と、同じく統一タイトル典拠ファイルのデータに相当する著作(および表現形)、ならびに件名標目表のデータや件名典拠ファイルのデータに相当すると考えられる第3グループの実体だけでなく、表現形、個別資料をも含むすべての実体がNCR1987における典拠データの役割を担い得るという構造になっている⁷。

6. 結論

以上見たように、NCR1987における典拠ファイルの作成(つまり典拠コントロール作業)は、NCR2018においては各実体の作成作業に吸収されているのであるから、これと別に典拠コントロールという作業は存在しない。従ってNCR2018 #1.2 記録の範囲に規定されていた「書誌データおよび典拠データとして、著作、表現形、表現形、個別資料、個人・家族・団体、概念、物、出来事および場所という各実体の属性を記録する。」という規定は、書誌データとして著作、表現形、表現形、個別資料の実体の属性を、典拠データとしてすべての実体の属性を記録することであると解釈できる。また、「本規則の策定方針と特徴」4-2) ②にあった「典拠データを作成・管理する典拠コントロール作業を規則上に明確に位置づけた。」というのも、典拠データを作成・管理してきた典拠コントロール作業を11の実体を記録することで実現するという意味であろう。したがって、NCR2018における書誌データや典拠データという概念は、NCR2018の規則を理解するためには不要であり、NCR1987との関係を示す場合に限定して用いるのが良いと思われる。

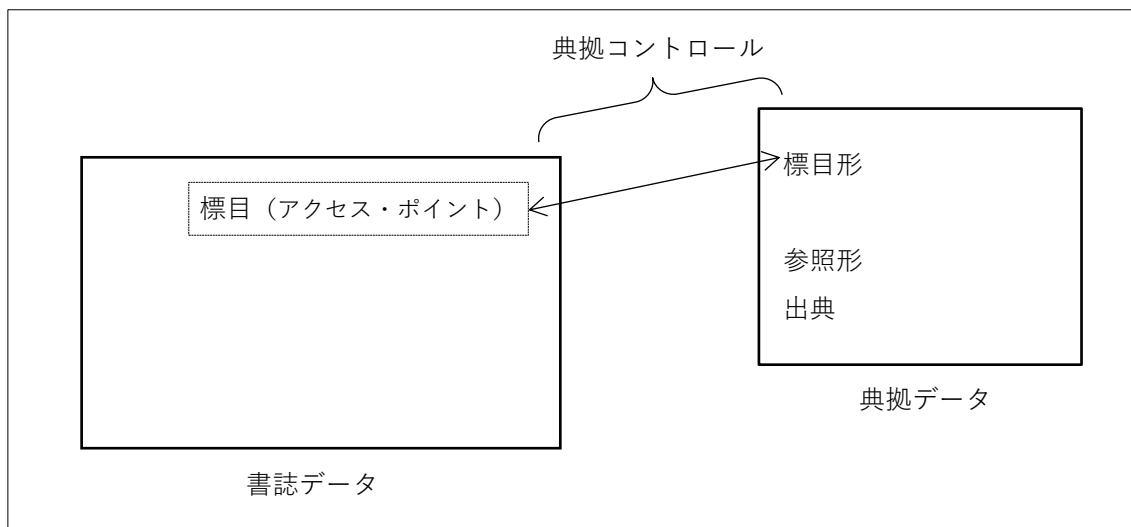


図 1 NCR1987 における書誌データ、典拠データ、典拠コントロール

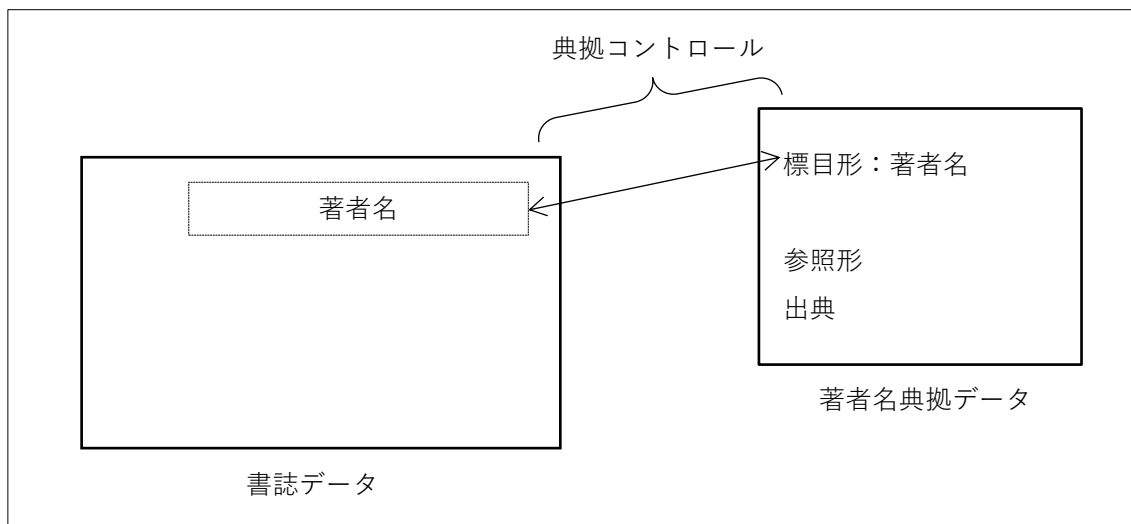


図 2 NCR1987 における書誌データ、著者名典拠データ、典拠コントロール

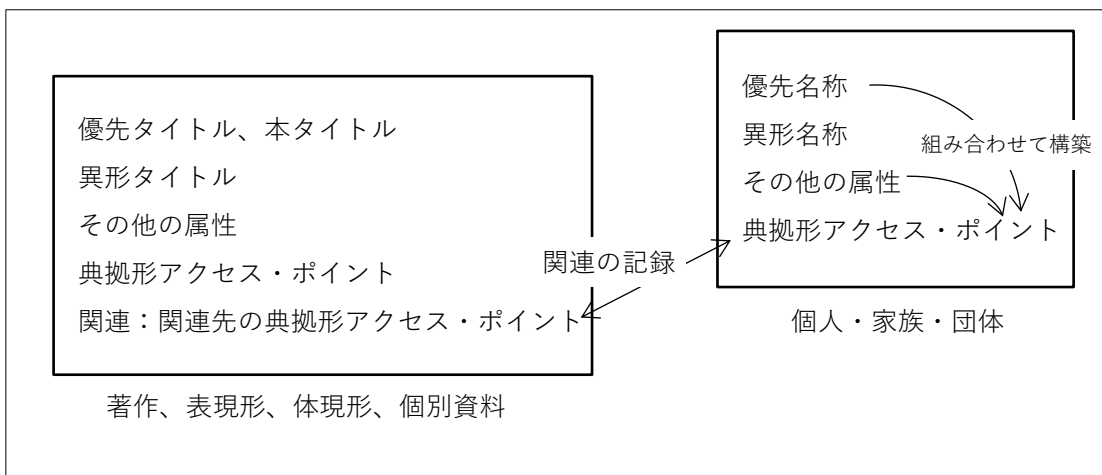


図 3 NCR2018 における第 1 グループ、第 2 グループ、関連の記録

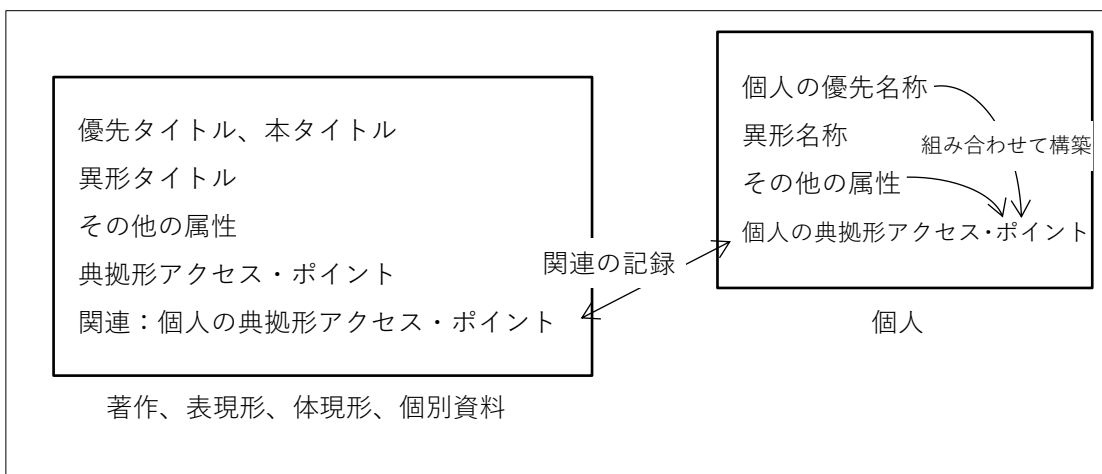


図 4 NCR2018 における第 1 グループ、個人、関連の記録

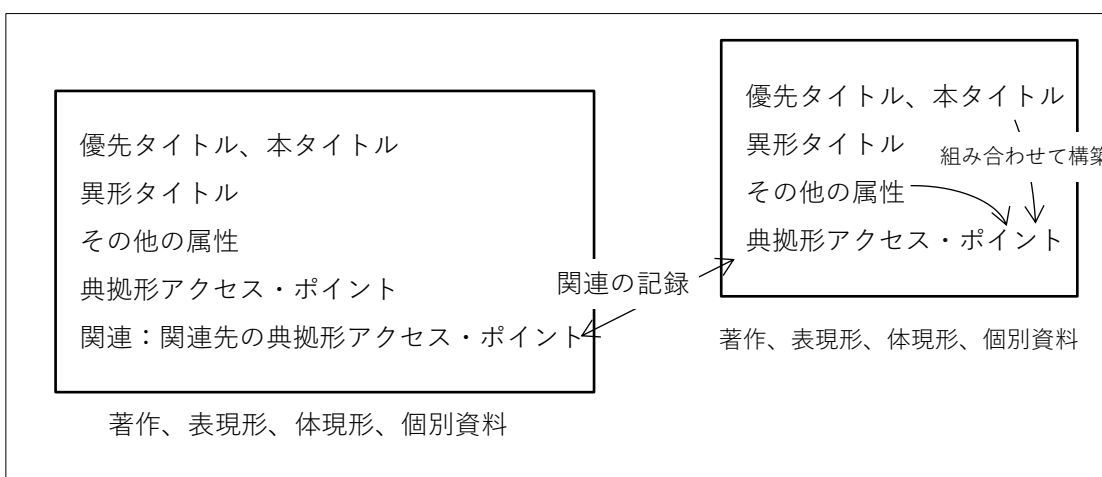


図 5 NCR2018 における資料に関するその他の関連の記録⁸

-
- ¹ 『日本目録規則 2018 年版』日本図書館協会、2018.
<<https://www.jla.or.jp/committees/mokuroku/ncr2018/tabid/787/Default.aspx>>[最終閲覧日：2022-10-1]
- ² 『日本目録規則 1987 年版改訂 3 版』日本図書館協会、2006. 序説 3)NCR 制定の経緯
- ³ 同上 21.2.0 統一標目
- ⁴ 同上 21.2.1 統一タイトル (任意規定)
- ⁵ 同上 21.2.0 統一標目 注
- ⁶ 表現形の扱いが困難であるので著作に代表させた。
- ⁷ #0.5.2 属性の記録には「著作、表現形、個人・家族・団体、概念、物、出来事、場所に関する属性の記録の多くは、典拠コントロールに用いる。」とあるが、ここに表現形と個別資料も含めるべきであろう。
- ⁸ 表現形と個別資料についてはアクセス・ポイントの構築は保留であるが、実体のデータを記録する時点で典拠形アクセス・ポイントを作成していることに相違はないので著作や表現形とまとめて扱った。

(かにせ ともひろ 藤女子大学)

2022 年 10 月 10 日受理